

個人住民税の特別徴収（給与天引き）について

地方税法上、所得税を源泉徴収している事業主は、アルバイト等を含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収する必要があります。

茨城県および県内全市町村では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、平成27年度から、特別徴収実施を徹底する取組みを行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

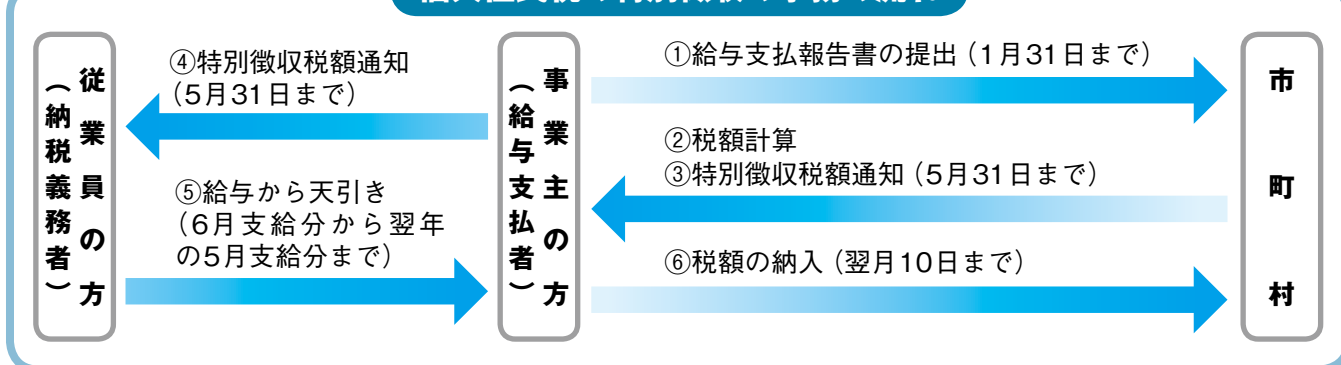
なお、笠間市においては総従業員数10名未満の事業所を、平成27年度の1年間、経過措置期間とします。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し、納入する制度です。

○地方税法および市町村条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主（給与支払者）は、アルバイト等を含むすべての従業員（納税義務者）から個人住民税を特別徴収することが**義務づけられています**（地方税法第321条の4・笠間市税条例第45条）。

個人住民税の特別徴収の事務の流れ



【問合せ】茨城県市町村課 税政担当 TEL029-301-2481・笠間市税務課（内線112・113）

かぽか♪ KapoCa 笠間市地域ポイント還元提案事業追加募集

～KapoCaが市民活動団体の活動を支援します～

KapoCaにご加入されている皆さんが審査員となる『団体支援事業』（還元メニュー）の追加募集です。昨年度に応募があった提案事業のうち**1事業が本年度に実施**されることになりました。多方面からのご提案をお待ちしています。

募集の期間および方法

■募集期限 9月30日（火）まで

■提出書類と提出先

※提出書類は、市民活動課窓口においてあるほか、市民活動ポータルサイトからダウンロードできます。提案書に必要書類を添付して市民活動課（本所）へ提出してください。

※郵送またはメール可

ポータルサイト▶<http://www.city.kasama.lg.jp/kapoca/>

メール▶katsudo@city.kasama.lg.jp

助成金額

10万円以内

※ただし、寄付されたポイントを上限とする。

【問合せ】市民活動課（内線132）

元気だ茨城 寺内タケシとブルージーンズ 秋のライブ

2014年9月6日（土）

時間／受付16時～・お食事16時30分～ 開演17時30分～

全席指定／10,000円 **チケット販売中**

チケット受付電話番号 **TEL0296-78-1122** (受付時間10:00～19:00)

カップリングパーティー

9月20日（土）

応募締め切り／9月13日

時間／19時～21時（集合／18時半）

参加費／男性5,000円・女性2,000円

募集人数／40名（男女20名）

開催人数に満たない場合は中止させていただきます。

申込み／パークスガーデンプレイス **TEL0296-78-1122**

ご祝儀の範囲内で結婚式 準備金0円でも諦めないで！ 節約派も豪華派も思い描く結婚式が叶う！

・・・ベストチョイス試食会・・・

パークスの婚礼料理をセミコース形式で試食！

8/14(木)、15(金)、16(土)、17(日)、18(月)、19(火)、22(金)、23(土)、26(火)、28(木)、29(金)、30(土)

11時～19時 ※要予約 ※2名様無料

結婚相談所 縁結びご相談

身上書ご持参

入会金無料 年会費無料

HPから身上書DL可能！

個人情報厳守

結婚式場パークスガーデンプレイス 〒309-1717 茨城県笠間市旭町305 TEL0296-78-1122 パークスガーデンプレイス 検索